

消 防 消 第 147 号
消 防 災 第 575 号
平 成 24 年 6 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

消防団員の厳正な服務規律の確保等について

消防団員にあつては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防団員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

しかしながら、先般、消防団員が火災現場の写真をインターネットの交流サイトに投稿し、また、被災者の名字や事実と異なる消防団の活動内容等を書き込むという事案が発生しました。

火災から国民の生命、身体及び財産を守る立場にあるべき消防団員が、被災者への配慮に欠ける行為に及んだことは、消防団に対する国民の信頼を著しく損ない、決してあってはならないものであります。

各地方公共団体におかれては、住民の消防に対する信頼を確保するため、改めて、厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の肅正に万全を期すとともに、消防団員の倫理の保持に一層努めるようお願いします。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対し、速やかにこの旨を周知していただくよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。